

## 新潟市犯罪被害者等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市犯罪被害者等支援条例（令和4年新潟市条例第30号。以下「条例」という。）第14条、第15条及び第17条の規定により、犯罪被害者等に対する助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 条例第2条第1号に定める犯罪等のうち、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた、刑法（明治40年法律第45号）その他日本国における刑罰法令に規定する、人の生命又は身体を害する行為（刑法第37条第1項本文、同法第39条第1項又は同法第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は同法第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）で、かつ、当該行為の事実が警察等関係機関への照会により確認することができるものをいう。

(2) 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 身体的な負傷又は疾病の場合 療養期間が1月以上で、かつ、入院期間が通算3日以上と医師に診断されたもの

イ 精神疾患の場合 療養期間が1月以上で、かつ、労務に服することができない期間が通算3日以上と医師に診断されたもの

(3) 犯罪被害者 犯罪行為により死亡した者及び重傷病を負った者をいう。

(4) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその家族又は遺族をいう。

(5) 助成金 第4条から第6条までの規定により支給する金銭をいう。

(6) パートナーシップの関係又はファミリーシップの関係 市が別に定める関係で、それぞれの関係について地方公共団体からパートナーシップ宣誓書受領書その他の書面により証明を受けたものをいう。

2 本条に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(家族又は遺族の範囲)

第3条 助成金の給付を受けることができる犯罪被害者の家族又は遺族は、犯罪行為が発生した時において、犯罪被害者と次の各号のいずれかの関係にある者とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 子（縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）

(3) 父母（縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）

(4) 孫

(5) 祖父母

(6) 兄弟姉妹

(7) パートナーシップ関係又はファミリーシップ関係にある者

(カウンセリング費用の助成)

第4条 市長は、次の各号のいずれにも該当する犯罪被害者等が、病院、診療所その他の医療機関の精神科若しくは心療内科等又はカウンセラーが所属する事業所において、心理的外傷その他深刻な精神的不調に対するカウンセリング（医療保険の適用を受けることができない外来によるものに限る。以下同じ。）を受けた場合は、それに要した費用（以下「カウンセリング費用」という。）を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。

- (1) 心理的外傷その他深刻な精神的不調が、犯罪行為に起因して生じていること。
- (2) 申請を行う時において本市の住民基本台帳に記録されている者又はやむを得ない理由により本市の住民基本台帳に記録されずに市内に居住している者（以下「市内居住者」という。）である者
- (3) 次に掲げる者のいずれかに該当すること。

ア 犯罪行為により死亡した者の遺族

イ 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者又はその家族

2 前項の規定による助成の額は、犯罪被害者等が受けたカウンセリングに要した費用の実費額に対し、一の犯罪行為による被害につき、全ての犯罪被害者等を通じて15万円を限度とする。

3 第1項の規定による助成の対象となるカウンセリングは、公認心理師、臨床心理士その他これらと同等の資格を有するカウンセラーにより行われたものでなければならぬ。

（家事又は介護に関するサービス費用の助成）

第5条 市長は、次の各号のいずれにも該当する犯罪被害者等が、家事又は介護に関するサービスを利用したとき、それに要した費用を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。

(1) 犯罪被害を受けたことにより、犯罪被害者等が家事又は介護を行うことに支障が生じていること

(2) 申請を行う時において本市の住民基本台帳に記録されている者又はやむを得ない理由により本市の住民基本台帳に記録されずに市内に居住している者（以下「市内居住者」という。）である者

(3) 次に掲げるもののいずれかに該当する者

ア 犯罪行為により死亡した者の遺族

イ 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者

2 前項の規定による助成の額は、犯罪被害者等が利用した家事又は介護に関するサービスに要した費用の実費額に対し、当該サービスの利用について、一の犯罪被害につき、第1項の各号のいずれにも該当する全ての犯罪被害者等を通じて、1時間当たり3,000円を限度として支給するものとする。

3 第1項の規定による助成の対象となる家事又は介護に関するサービスの時間数は、60時間までとする。

4 第1項の規定による助成の対象となる家事又は介護に関するサービスの内容は、次に掲げるものとする。

(1) 調理、洗濯、掃除、買物等の家事

(2) 食事、排せつ、入浴等の介護

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める家事及び介護

5 前項各号に掲げるサービスは、当該サービスの提供を業とする事業者から提供されたもので、かつ、第1項の規定による助成を受ける犯罪被害者等の住居において行われたものでなければならない。

6 他の家事又は介護に関する制度（障害者総合支援法における居宅介護や介護保険法における訪問介護など）を利用した場合の自己負担分の費用については、助成しない。

（転居費用の助成）

第6条 市長は、次の各号のいずれにも該当する犯罪被害者等が、犯罪行為が発生した時において居住していた住居（以下「従前の住居」という。）から転居した場合は、それに要した費用（以下「転居費用」という。）を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。

(1) 次に掲げるもののいずれかに該当し、従前の住居に居住することが困難になったと認められる者

ア 従前の住居又はその付近において当該犯罪行為が行われたために精神的に当該住居に居住し続けることが困難となった者

イ 当該犯罪行為により従前の住居が滅失し又は著しく損壊したために居住することができなくなった者

ウ 二次的被害若しくは再被害を受けた者又は受けるおそれのある者

エ 当該犯罪行為による犯罪被害者の死亡又は傷病、後遺障害等により、従前の住居における生活を維持することが困難になった者

(2) 犯罪行為が発生した時において市内居住者である者

(3) 次に掲げるもののいずれかに該当する者

ア 犯罪行為が発生した時において、当該犯罪行為により死亡した者と同居していた遺族

イ 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者

2 前項の規定による助成の額は、犯罪被害者等が従前の住居からの転居に要した費用の実費額に対し、一の犯罪行為による被害につき、20万円を限度とする。

3 第1項の規定による助成の対象となる転居の回数は、一の犯罪行為による被害につき、1回までとする。

4 第1項の規定による助成の対象となる転居費用は、引越事業者又は不動産事業者等に支払ったものであって、次に掲げるものとする。

(1) 転居に係る運送費用並びに荷造り及び不用品の廃棄等のサービスに係る費用

(2) 敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料、日割り家賃その他の新たな住居に入居する際に要した初期費用

(3) その他市長が必要と認めるもの

(助成の申請)

第7条 助成の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号に規定する新潟市犯罪被害者等助成金交付申請書及び別記様式第2号に規定する犯罪被害申告書により市長に申請しなければならない。この場合において、申請者は、原則として事前に市に相談するものとする。

2 前項の申請書には、第4条第1項、第5条第1項又は第6条第1項に規定する費用の支払いを証する領収書その他の支払い費用の内容を証明することができる書類及び次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

申請内容	添付書類
カウンセリング費用の助成を遺族が申請するとき	(1) 住民票の写し、戸籍の附票の写しその他の申請者が申請する時において、市内居住者であることを証する書類 (2) 戸籍の謄本、抄本その他の申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を証する書類 (3) 犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類 (4) 申請者が、犯罪被害者が死亡した時において、犯罪被害者と事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情であった者であるときは、住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書その他のその事実を認めることができる書類 (5) 申請者が、犯罪被害者が死亡した時において、犯罪被害者とパートナーシップ関係又はファミリーシップ関係にあった者であるときは、第2条第6号に規定する書面 (6) その他市長が必要と認める書類
カウンセリング費用の助成を犯罪被害者又はその家族が申請するとき	(1) 住民票の写し、戸籍の附票の写しその他の申請者が申請する時において、市内居住者であることを証する書類 (2) 犯罪被害者の家族が申請を行う場合は、戸籍の謄本、抄本その他の申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続

	<p>柄を証する書類</p> <p>(3) 犯罪被害者が負った犯罪行為による負傷又は疾病が重傷病に該当することを証する医師の診断書</p> <p>(4) 申請者が、犯罪被害者と事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情であった者であるときは、住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書その他のその事実を認めることができる書類</p> <p>(5) 申請者が、犯罪被害者とパートナーシップ関係又はファミリーシップ関係にある者であるときは、第2条第6号に規定する書面</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>家事又は介護に関するサービス費用の助成を遺族が申請するとき</p>	<p>(1) 住民票の写し、戸籍の附票の写しその他の申請者が申請する時において、市内居住者であることを証する書類</p> <p>(2) 戸籍の謄本、抄本その他の申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を証する書類</p> <p>(3) 犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類</p> <p>(4) 申請者が、犯罪被害者が死亡した時において、犯罪被害者と事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情であった者であるときは、住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書その他のその事実を認めることができる書類</p> <p>(5) 申請者が、犯罪被害者が死亡した時において、犯罪被害者とパートナーシップ関係又はファミリーシップ関係にあつ</p>

	<p>た者であるときは、第2条第6号に規定する書面</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>家事又は介護に関するサービス費用の助成を犯罪被害者が申請するとき</p>	<p>(1) 住民票の写し、戸籍の附票の写しその他の申請者が犯罪行為の発生した時において、市内居住者であることを証する書類</p> <p>(2) 犯罪被害者が負った犯罪行為による負傷又は疾病が重傷病に該当することを証する医師の診断書</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>転居費用の助成を遺族が申請するとき</p>	<p>(1) 住民票の写し、戸籍の附票の写しその他の申請者が犯罪行為の発生した時において、市内居住者であることを証する書類</p> <p>(2) 住民票の写しその他の申請者が犯罪行為の発生した時において、犯罪被害者と同居していたことを証する書類</p> <p>(3) 戸籍の謄本、抄本その他の申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を証する書類</p> <p>(4) 犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類</p> <p>(5) 申請者が、犯罪被害者が死亡した時において、犯罪被害者と事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情であった者であるときは、住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書その他のその事実を認めることができる書類</p> <p>(6) 申請者が、犯罪被害者が死亡した時において、犯罪被害者とパートナーシップ関係又はファミリーシップ関係にあ</p>

	<p>った者であるときは、第2条第6号に規定する書面</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>転居費用の助成を犯罪被害者が申請するとき</p>	<p>(1) 住民票の写し、戸籍の附票の写しその他の申請者が犯罪行為の発生した時において、市内居住者であることを証する書類</p> <p>(2) 犯罪被害者が負った犯罪行為による負傷又は疾病が重傷病に該当することを証する医師の診断書</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p>

3 前項の添付書類は、市長がその提出を不要と認める場合は、これを省略することができる。

(助成の申請期限)

第8条 前条の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限までに行わなければならない。

(1) 第4条に規定するカウンセリング費用の助成の申請 犯罪行為が発生した日から3年

(2) 第5条に規定する家事又は介護に関するサービス費用の助成及び第6条に規定する転居費用の助成の申請 犯罪行為が発生した日から1年

2 前項の申請期限までに申請を行わなかった場合において、当該犯罪行為の加害者により身体の一部を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により申請ができなかったときは、その理由がなくなった日から6月以内に限り、これを行うことができる。

(助成の決定)

第9条 市長は、第7条第1項の規定による申請があった場合には、速やかに審査の上、助成を行う旨又は助成を行わない旨を決定し、別記様式第3号に規定する新潟市犯罪被害者等助成金交付決定(却下)通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査に際し、申請者等から当該申請に係る状況等について調査をすることができる。この場合、市長は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

3 前項の規定は、助成の決定後においても適用することができる。

(助成金の請求)

第10条 前条第1項に規定する助成の決定通知を受けた者は、別記様式第4号に規定する新潟市犯罪被害者等助成金交付請求書により、当該助成金を請求するものとする。

(助成の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、助成をしないことができる。

(1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は申請者と加害者の間に親族関係（事実上の婚姻又は養子縁組関係にある者及びパートナーシップの関係又はファミリーシップの関係ある者を含む。）があったとき。

(2) 犯罪被害者又は申請者が、犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪行為による死亡又は重傷病につき、犯罪被害者又は申請を行う者にも、その責に帰すべき行為があったとき。

(3) 犯罪被害者又は申請者が、新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に定める暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）並びに同条第2号に定める暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であったとき。

(4) 犯罪被害者又は申請者が、同一の犯罪行為による被害につき、他の地方公共団体からこの助成と同種の助成金を受けたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又は申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、助成をすることが社会通念上適切でないとき。

(助成の取消し)

第12条 市長は、第9条第1項の規定による助成の決定後、次の各号のいずれかに該当

した場合は、当該助成を取り消すことができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当していると判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、当該決定を受けたと認められるとき。
- (3) その他市長が助成を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行う場合は、別記様式第5号による犯罪被害者等助成金取消通知書により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第13条 市長は、前条の規定による取消しを行ったときは、申請者に直ちに助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、令和4年4月1日以後に発生した犯罪行為について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、令和6年4月1日以後に発生した犯罪行為について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、令和8

年 3 月 3 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の新潟市犯罪被害者等助成金交付要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に発生した犯罪行為について適用する。

(新潟市犯罪被害者等助成金交付要綱の一部を改正する要綱の一部改正)

- 3 新潟市犯罪被害者等助成金交付要綱の一部を改正する要綱(令和 8 年 3 月 3 1 日制定)の一部を次のように改正する。

附則第 3 項を削る。

新潟市犯罪被害者等助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住所（申請時）

新潟市 区

住所（犯罪行為発生時） 申請時に同じ

フリガナ

氏 名

生年月日 年 月 日生

電 話 - -

新潟市犯罪被害者等助成金の交付を受けたいので、下記のとおり必要な書類を添えて申請します。

記

1 助成金の種類

- カウンセリング費用の助成（第4条関係）
- 家事又は介護に関するサービス費用の助成（第5条関係）
- 転居費用の助成（第6条関係）

2 助成金の額

円

3 犯罪被害者及び犯罪行為の内容

犯罪被害申告書（別記様式第2号）のとおり

4 助成に関する確認事項

- 犯罪行為が行われた時、犯罪被害者と加害者、又は、申請者と加害者は、親族関係（事実上の婚姻又は養子縁組関係・パートナーシップ又はファミリーシップの関係を含む。）にありません。
- 当該犯罪行為において、犯罪被害者又は申請者の責めに帰すべき行為（犯罪行為を誘発したなど）はありません。

（遺族又は家族が申請を行うとき）

- 助成を受けることができる他の者との調整が必要となる場合は、申請者の責任において解決します。

5 暴力団排除の誓約

- 犯罪被害者又は申請者は、新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 3 号に定める暴力団員及び同条第 2 号に定める暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。
- 上記事実の確認のため、警察に照会がなされる場合があることに同意します。

6 助成金の返還

- 助成を受けた後に、新潟市犯罪被害者等助成金交付要綱第 12 条（助成の取消し）の規定により取消しを受けた場合、同要綱第 13 条の規定に基づき、助成金を直ちに返還することに同意します。

上記申請内容に間違いありません。

申請者 氏名

(署名)

※ 本申請書には犯罪被害申告書（別記様式第 2 号）のほか、新潟市犯罪被害者等助成金交付要綱第 7 条第 2 項に規定する書類を添えて提出してください。



第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市犯罪被害者等助成金交付（決定・却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市犯罪被害者等助成金交付について、  
下記のとおり決定したので通知します。

記

1 次のとおり助成します。

（1） 助成金の種類

（2） 助成金の額 円

2 審査の結果、却下することに決定しました。

（却下の理由）

※ 助成金の支給後に、次のいずれかに該当した場合は、助成金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

- （1）新潟市犯罪被害者等助成金交付要綱第11条各号のいずれかに該当していると判明したとき。
- （2）偽りその他不正の手段により、当該決定を受けたと認められるとき。
- （3）その他市長が助成を不相当と認めたとき。

※ 市長が助成金の返還を求めたときは、市長が定める日までに助成金を返還しなければなりません。

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市（訴訟において市を代表する者は市長となります。）を被告として新潟地方裁判所に当該決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、提起することができます。

（宛先）新潟市長

請求者 住 所  
氏 名  
犯罪被害者との続柄（ ）  
電 話

新潟市犯罪被害者等助成金交付請求書

年 月 日付け 第 号で決定通知がありました新潟市犯罪被害者等助成金について、下記のとおり請求します。

記

請 求 金 額	円	
助 成 金 の 種 類	<input type="checkbox"/> カウンセリング費用の助成 <input type="checkbox"/> 家事又は介護に関するサービス費用の助成 <input type="checkbox"/> 転居費用の助成	
振 込 口 座	フリガナ	
	<input type="checkbox"/> 座名義人	
	金融機関名	
	支店名	
	種 別	
	口座番号	

※ 該当する□の枠にチェックしてください。

第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市犯罪被害者等助成金取消通知書

年 月 日付けで交付決定した新潟市犯罪被害者等助成金について、新潟市犯罪被害者等助成金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、決定を取消したので、同条第2項に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 対象者氏名

2 助成金の種類

3 取消対象金額 金 円

4 根拠規定

(1) 要綱第12条第1項第1号に該当したため（要綱第11条第 号に該当）

(2) 要綱第12条第1項第2号に該当したため

(3) 要綱第12条第1項第3号に該当したため

5 具体的理由

(教示)

1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟市長に対して審査請求をすることができます。

2 この決定に不服がある場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市（訴訟において市を代表する者は市長となります。）を被告として新潟地方裁判所に当該決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、提起することができます。